

令和4年1月28日

第1回

須崎市農業委員会総会 議事録

	会 長	事務局長	次 長	係
仰 裁				

1. 開会場所 須崎市総合保健福祉センター 2階 会議室2
2. 開会日時 令和4年1月28日(金) 午後3時
3. 出席委員 (農業委員8名) 中西会長 谷岡会長職務代理者
鍋島委員 堅田委員 中村委員
谷脇(裕)委員 古谷委員 山口委員
4. 欠席委員 (なし)
5. 出席職員 (事務局3名) 国広局長 竹下次長
森本主幹
6. 議 事 議案第1号 非農地証明願について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第4号 農用地利用集積計画について(諮問)
(農業委員会等に関する法律第31条に該当)
7. 報告事項 [1] 農地の時効取得について

開会宣言	<p>中西会長</p> <p>只今から、令和4年第1回須崎市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>国広局長</p> <p>本日も、新型コロナウイルス感染予防対策として、推進委員の意見を集約後、農業委員を参集しての開催となっています。議案説明は可能な範囲で簡略し、開催時間の短縮に努めますのでご理解のほどお願いします。</p> <p>それでは、会長よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>本日は、忙しい中お集まりいただきありがとうございます。説明があった通り、会議時間の短縮に努めますので、スムーズな運営をよろしくお願いします。</p> <p>それでは日程第1、議事録署名人の選任についてでございますが、私の方で指名してよろしいですか。</p>
意 見	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議事録署名	<p>中西会長</p> <p>それでは、本日の議事録署名人は8番 山口委員、15番 谷岡委員、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>それでは日程第2、議事に入らせていただきます。議案第1号 非農地証明願についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第1号 非農地証明願について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>皆さんから、他に何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>16番 中西会長</p> <p>こちらについては私が坂本委員と一緒に現地確認をしております。多ノ郷字中ノ谷の奥の端の土地になります。申請地は、申請人が前に住んでいた家の前の畑の一部で、コンクリートの進入路になっている部分です。非農地として、問題はありません。推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。</p>

審 議	中西会長 特にご意見等なければ、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することと決定いたしますがご異議ございませんか。
採 決	農業委員（異議なし）多数。
議 長	中西会長 特にご異議がないようでございますので、議案第1号 非農地証明願については、証明書を交付することに決定します。
議 長	中西会長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 番号1から番号4まで議案書をもとに朗読】
補足説明	竹下次長 それでは補足説明します。今月の案件は4件になります。番号1について、譲受人は、文旦を作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人が年間300日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、引き続き文旦を作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。番号2について、譲受人は、水稻、ミョウガ、ピーマンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、子どもが年間310日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。取得後は、水稻を作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。番号3について、譲受人は、水稻、ミョウガ、ミカンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻、両親が年間200日前後農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。今回の申請は、現在借りている申請地を3条で取得

	<p>するもので、取得後は、引き続きハウスでミョウガを作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。番号4について、譲受人は、ミョウガ、ポンカンを作っており、保有している農機具の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、農地の全てを効率的に利用できると思われます。譲受人は、個人であり、信託でもありません。農作業については、譲受人及び妻がそれぞれ年間300日、240日農作業に従事しています。下限面積は、現在の経営面積が30aに達しているため問題ありません。今回の申請は、転貸でもありません。今回の申請は、親族間の贈与であり、取得後も引き続きミョウガとポンカンを作るとのことで周辺の農地に影響はないと考えます。以上、農地法第3条第2項各号に該当しているものはないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p>
議 長	<p>中西会長 皆さんから、何かご意見ございませんか。</p>
意 見	<p>10番 堅田委員 番号1については、文旦を作っており、問題ありません。</p> <p>16番 中西会長 番号2について、譲受人はミョウガ、キュウリ、稲を作っており、申請地で稲を作りたいそうです。譲受人は申請地の隣の土地で稲を作っており、問題はありません。</p> <p>1番 中村委員 番号3について、3年ほど前に、貸借契約を結んでおります。借りている土地でハウスをやっており、引き続いてハウスをやるという事ですので問題ありません。番号4は贈与で、引き続いてポンカンを作るという事ですので問題ありません。</p>
議 長	<p>中西会長 推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。他に皆さんからご意見がありましたら、お願いします。</p>
審 議	<p>中西会長 他に何かご意見はありませんか。問題がないようでしたら、番号1から番号4について、許可する事としてご異議ございませんでしょうか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>

議 長	中西会長 それでは、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請の審議については、許可することに決定いたします。
議 長	中西会長 続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
議案説明	国広局長 【議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 議案書をもとに朗読】
補足説明	国広局長 補足説明します。農地の区分と、転用目的についてです。申請地は、第3種農地であり、焼き鳥販売の店舗、駐車場として使用するものとなります。資力及び信用については、年間土地代〇〇円、建築費等〇〇円、簡易トイレ年間リース〇〇円、〇〇円は、自己資金での事業計画であり、特に問題ないと判断します。申請に係る用途に遅滞なく供する事についての確実性は、工期は、転用許可日から6ヶ月間となっており、確実性には特に問題はないものと判断します。計画面積の妥当性は、建築面積7.87㎡、所要面積106.74㎡は事業計画書、土地利用計画により必要な面積と判断します。周辺農地等に係る営農条件への支障の有無については、し尿は簡易トイレで処理、雨水については、自然浸透、台所の排水は埋設する排水パイプにより南東側の市道側溝へ排水。市道側溝への排水については、工事・排水・占用許可は管理課である市建設課に許可不要との確認済です。また、周辺農地は申請者の農地のみであり問題ないものと判断します。進入路は、市道からの進入となりますが、現状のままでの利用となるので、管理課である市建設課担当者に、工事許可は不要との確認済です。
議 長	中西会長 何かご意見、ご質問等ございますか。
意 見	16番 中西会長 申請地には現在、梅、柿、みかんが植えられておりますが、土地区画整理事業区域内であり、問題はありません。また、推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。
補足説明	国広局長 今回、トイレはレンタルで設置、台所排水は、油は流さないとの事で、パイプを通して

審 議	<p>側溝へ排水するそうです。水質汚濁防止法での、排水基準は1日50m³未満は届け出を出す必要はなく、この申請においては、排水にかかる届け出は不要となるとのことでした。また、保健所からは、あくまでお願いにはなるが、対策としてグリース・トラップの設置を奨めているとのことでした。併せて、食品衛生法にかかる許可については、建物及び設置物がすべて完成し、正に営業できる状態になってからの申請になるとのことでした。</p> <p>中西会長</p> <p>他にご意見はございませんか。特にご異議がなければ、問題ないということで、意見書を付け、高知県知事に送付することとして構いませんか。</p>
採 決	<p>農業委員（異議なし）多数。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>特にご異議ないようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の審議については、農地法第5条3項の規定により、意見書を付け、高知県知事に送付することとします。</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>続きまして、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）（農業委員会等に関する法律第31条に該当）の審議を議題といたします。こちらにつきましては、農業委員会等に関する法律第31条、『委員は自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』に該当しますので、4番鍋島委員は退席をお願いします。</p> <p>— 休憩 —</p> <p>中西会長</p> <p>再開します。事務局より説明をお願いします。</p>
議案説明	<p>国広局長</p> <p>【議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問） 議案書をもとに朗読】</p>
補足説明	<p>森本主幹</p> <p>【整理番号R3-40から整理番号R3-42について別冊をもとに朗読】</p> <p>利用権設定については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に照らして各要件を満</p>

	<p>たしていることが必要なので説明をします。</p> <p>整理番号 R3-40 については、借受人の主たる経営作物はミョウガ及びキュウリで、構成員は6人、うち2人が専従者となっております。整理番号 R3-41、R3-42 については借受人の主たる経営作物はキュウリで、構成員は6人、うち4人が専従者となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号要件は、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることとなっており、農業による自立の意欲、能力が認められるなど、須崎市の基本構想の利用権の設定を受ける者の備えるべき要件を満たしており、適合すると考えます。第2号イ農用地のすべてを効率的に利用することの要件、第2号ロ農作業に常時従事することの要件につきましても、適合すると考えます。第3号の要件は、法人でないため今回は対象ではありません。第4号の規定で、対象農地の所有権等の権利を有する者のすべての同意については、R3-42 以外は、所有権以外に規定する権利を有する者がいないため、対象ではありません。R3-42 については、共有で所有している土地になります。利用権を設定する者と、共有者である母が利用権設定に関して同意しており、持ち分の2分の1以上の者の同意を得ており、問題はないと考えます。以上で、今回の申請3件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>議 長 中西会長</p> <p>意見 16番 中西会長</p> <p>審 議 中西会長</p> <p>採 決 農業委員（異議なし）多数。</p> <p>推進委員の意見集約でも問題はないとの事でした。この件について、ご意見ご質問等ありますでしょうか。</p> <p>これは契約の更新でしょうか。</p> <p>森本主幹</p> <p>3名とも新規になりますが、R3-40 については、以前から土地の一部を借りていましたが、申出がされてなかったため、今回改めて設定するものです。R3-41、R3-42 については、新しく設定されるものになります。</p> <p>他に何かございませんか。なければ、承認することに決定しますがよろしいでしょうか。</p>
--	--

議 長	<p>中西会長</p> <p>ご異議ないようですので、議案第4号 農用地利用集積計画について（諮問）（農業委員会等に関する法律第31条に該当）を承認することに決定し、答申することとします。審議が終わりましたので、4番 鍋島委員には席に戻っていただきます。</p> <p>— 休憩 —</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>再開します。報告事項について 事務局より説明をお願いします。</p>
報告事項	<p>国広局長</p> <p>【報告事項[1] 農地の時効取得について 議案書をもとに朗読】</p>
議 長	<p>中西会長</p> <p>以上で今回予定されていた議案は終わりましたが、他に何かございませんか。</p>
そ の 他	<p>国広局長</p> <p>農業振興地域内農用地の除外の答申をした土地について</p> <p>竹下次長</p> <p>活動記録簿の提出について</p> <p>農業委員会全員研修のレポートについて</p> <p>高知大学のアンケートについて</p> <p>遊休農地の調査について</p> <p>森本主幹</p> <p>人農地プラン座談会について</p> <p>農業振興地域整備基本方針の照会について</p> <p>農業振興地域内農用地の除外をした土地について</p>
閉会宣言	<p>中西会長</p> <p>その他、何かございませんか。</p> <p>ないようでしたら、以上で第1回農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でございました。</p> <p style="text-align: right;">閉会 午後 3時55分</p>

その真正なることを証して署名する。

議 長

8 番

1 5 番